埼玉労働局

Press Release

報道関係者　各位

令和３年 11 月 30 日
〔照会先〕
埼玉労働局労働基準部監督課
課　　長　小川　直紀
主任監察監督官　宮尾　薫子
電話番号　048-600-6204

令和２年の労働基準関係法令に関する監督指導の実施結果

～ 定期監督等実施事業場数は 2,817 事業場で、約７割の事業場に法違反 ～

埼玉労働局（局長　高橋（たかはし） 秀誠（ひでのり））は、令和２年（１月～12 月）に県内の労働基準監督署が実施した監督指導（注１）の実施結果を取りまとめたので公表します。

定期監督等を、2,817 事業場に対して実施し、2,069 事業場（73.4%）で何らかの労働基準関係法令違反が認められました。違反項目別では、労働時間が最も多く、次いで、割増賃金、労働条件明示などとなっています。

また、労働者からの法違反の是正を求める申告については、新規受理が 908 事業場で昨年よりも 55 事業場（5.7%）減少しました。申告事項別では、賃金不払が大半を占め、次いで、解雇、最低賃金などとなっています。

埼玉労働局では、引き続き、長時間労働等の労働条件や安全衛生上の問題が認められる事業場に対して、監督指導を実施し、全ての働く方が安全で安心して働くことができる社会の実現を目指します。

【実施結果のポイント】

○　**監督指導事業場数**

定期監督等	2,817 事業場	（計画に基づく監督、災害時の監督）
申告監督	764 事業場	（法違反の是正を求める申告に基づく監督）
再監督	175 事業場	（法違反の是正を確認するための監督）

○　**定期監督等の違反状況**【表１】【表２】

2,817 事業場のうち、2,069 事業場（73.4%）で何らかの法違反が認められました。

違反項目は、労働時間（724）、割増賃金（551）、労働条件の明示（411）、安全基準（403）、就業規則（355）、賃金台帳（310）、健康診断（219）等でした。

○　**申告処理状況**【表３】

被申告事業場数は、新規受理が 908 事業場で昨年よりも 55 事業場（5.7%）減少しました。

申告事項は、賃金不払（747）、解雇（115）、最低賃金（46）、労働時間等（21）、安全衛生（14）等でした。（注２）

また、申告監督を 764 事業場に対して実施し、503 事業場（65.8%）で法違反が認められました。

※定期監督、申告処理における違反事例・是正事例は、別紙のとおりです。

（注１）「監督指導」とは、労働基準監督官が労働基準法等に基づき、事業場に立ち入るなどにより調査、指導を行うことをいい、法違反を認めた場合には、是正勧告又は使用停止等処分を行っています。
（注２）１件の申告で「賃金不払」、「解雇」など複数の申告内容が含まれる場合があります。

【表１】定期監督等の違反状況　主な違反事項別事業場数

		H28	H29	H30	H31/R１	R２
	定期監督等 実施事業場数	2,210	1,962	2,806	2,744	2,817
	違反事業場数	1,412 (63.9%)	1,382 (70.4%)	1,902 (67.8%)	2,009 (73.2%)	2,069 (73.4%)
主な違反事項	労働条件明示 (労基法15条)	262 (11.9%)	265 (13.5%)	324 (11.5%)	358 (13.0%)	411 (14.6%)
	労働時間 (労基法32条)	594 (26.9%)	677 (34.5%)	767 (27.3%)	800 (29.2%)	724 (25.7%)
	割増賃金 (労基法37条)	317 (14.3%)	316 (16.1%)	393 (14.0%)	515 (18.8%)	551 (19.6%)
	就業規則 (労基法89条)	180 (8.1%)	209 (10.7%)	250 (8.9%)	318 (11.6%)	355 (12.6%)
	最低賃金 (最賃法４条)	115 (5.2%)	118 (6.0%)	127 (4.5%)	104 (3.8%)	152 (5.4%)
	安全基準 (安衛法20条等)	239 (10.8%)	229 (11.7%)	396 (14.1%)	395 (14.4%)	403 (14.3%)

※労基法：労働基準法、最賃法：最低賃金法、安衛法：労働安全衛生法

※上段は違反のあった事業場数、下段カッコ内は違反率。
（違反率＝違反事業場数／定期監督等実施事業場数）

※１件の監督で「労働条件明示」、「労働時間」など複数の違反内容が含まれる場合がある。

【表２】令和２年の定期監督等の違反状況　主な業種別違反事業場数

		製造業	建設業	運輸交通業	商業	保健衛生業	接客娯楽業
	定期監督等 実施事業場数	934	662	194	398	166	181
	違反事業場数	705 (75.5%)	433 (65.4%)	154 (79.4%)	311 (78.1%)	129 (77.7%)	137 (75.7%)
主な違反事項	労働条件明示 (労基法15条)	174 (18.6%)	14 (2.1%)	31 (16.0%)	68 (17.1%)	17 (10.2%)	55 (30.4%)
	労働時間 (労基法32条)	282 (30.2%)	31 (4.7%)	88 (45.4%)	117 (29.4%)	59 (35.5%)	45 (24.9%)
	割増賃金 (労基法37条)	206 (22.1%)	22 (3.3%)	47 (24.2%)	95 (23.9%)	64 (38.6%)	54 (29.8%)
	就業規則 (労基法89条)	130 (13.9%)	14 (2.1%)	23 (11.9%)	81 (20.4%)	21 (12.7%)	38 (21.0%)
	最低賃金 (最賃法４条)	72 (7.7%)	1 (0.2%)	4 (2.1%)	30 (7.5%)	14 (8.4%)	13 (7.2%)
	安全基準 (安衛法20条等)	139 (14.9%)	212 (32.0%)	9 (4.6%)	20 (5.0%)	1 (0.6%)	0 (0.0%)

※労基法：労働基準法、最賃法：最低賃金法、安衛法：労働安全衛生法

※上段は違反のあった事業場数、下段カッコ内は違反率。
（違反率＝違反事業場数／定期監督等実施事業場数）

※１件の監督で「労働条件明示」、「労働時間」など複数の違反内容が含まれる場合がある。

【表３】　申告処理状況

		H28	H29	H30	H31/R１	R２
	新規受理件数	1,045	1,133	1,167	963	908
主な申告事項	賃金不払	898	965	974	818	747
	解雇	131	166	157	120	115
	労働時間等	25	47	45	47	21
	最低賃金	126	164	188	119	46
	安全衛生	14	16	15	15	14

※１件の申告で「賃金不払」、「解雇」など複数の申告内容が含まれる場合がある。

定期監督、申告処理における違反事例・是正事例

（１）労働時間

【典型的な違反事例】
・36 協定の届出を行わずに時間外労働を行わせた。
・36 協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせた。

（注）「36 協定」とは、労働基準法第 36 条の規定に基づく労使協定をいう。

【是正事例】
①Ａ社（製造業、中小企業）
指導内容：１か月当たりの時間外・休日労働時間数が 80 時間を超える労働者が 12 名（うち 100 時間を超える労働者が 10 名）認められ、最も長い労働者で 231 時間に及んでいたことから、36 協定の届出を行うとともに、時間外・休日労働時間数を削減するように指導。

↓

改善結果：働き方改革推進支援センターを活用するとともに、交代制勤務を導入する、新しい機械を購入して業務の効率化を図るなどし、１か月当たりの時間外・休日労働時間数を 80 時間以内とするように改善。

②Ｂ社（製造業、中小企業）
指導内容：１か月当たりの時間外・休日労働時間数が 80 時間を超える労働者が２名認められ、最も長い労働者で 91 時間に及んでいたことから、36 協定の限度時間を超えて時間外労働を行わせないように指導。

↓

改善結果：業務の再配分を行う、多能工化を進める、交代制勤務や時差勤務を活用するなどし、１か月当たりの時間外・休日労働時間数を 45 時間以内とするように改善。

（２）割増賃金（賃金不払残業）

【典型的な違反事例】
・時間外労働、休日労働、深夜労働に対して割増賃金を支払期日に正しく支払わなかった。

【是正事例】
①Ｃ社（製造業、大企業）
指導内容：労働者が自己申告した始業・終業時刻とパソコンのログ時刻との間に乖離が認められたので、労働時間の適正な把握と労働時間の実態調査を行った上で不足額の支払いを指導。

↓

改善結果：242 名の労働者に対して、不足額合計約 1,547 万円を支払った。再発防止対策として、１週間単位で労働時間の乖離を調査し、早期に乖離の把握・解消を行うように改善。

②Ｄ社（製造業、中小企業）
指導内容：終業時刻を把握・記録していなかったので、パソコンのログ時刻を確認したところ、所定終業時刻以降のログオフ時刻が認められたことから、労働時間の適正な把握と労働時間の実態調査を行った上で不足額の支払いを指導。

↓

改善結果：33 名の労働者に対して、不足額合計約 1,079 万円を支払った。再発防止対策として、始業時刻に加え、終業時刻も把握・記録するとともに、パソコンのログ、警備記録と突合するように改善。